

評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	市の保育理念である「すべての子どもを健やかに心豊かに育つよう支えます」は保育所生活のお知らせ、保育課程や事業計画、毎月のお便りなどに掲載しているほか、事務室、各保育室、ホールなどに掲示して職員や保護者への周知に努めている。また、市の保育基本方針は子どもの人権と主体性の尊重、子育てと就労支援、地域の子育て支援と異世代交流から構成され、保育理念と併せ、保育所生活のお知らせ、保育課程や事業計画などに掲載されている。保育理念・基本方針を基にし、保育所の保育目標３項目を定め、事務室や保育室などに掲示している。年度初めの職員会議では、保育理念や基本方針、保育所の目標を全職員で確認し、継続した保育への取り組みにつなげている。保護者へは入所時に保育理念・基本方針・保育目標を伝えて説明している。年度初めの保護者会や懇談会でも保育理念などを明示した資料を配布し伝えている。毎月の保育所たよりにも掲載して周知に努めている。保護者アンケートでは保育目標・方針を「あまり知らない」という回答もあり、さらに保育理念・基本方針・保育所保育目標を適宜伝えて、さらなる理解につなげられたい。

Ⅰ－２ 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－２－（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ－２－（１）－① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	社会福祉に関する冊子や専門誌、新聞記事などから福祉事業全体の動きや子育て制度に関する最新情報などを把握し、関連資料は事務室にて保管して全職員が必要に応じていつでも見られるように整理している。市から提供される文書類は職員に回覧して共有するとともに、事務室でファイリングして保管している。園庭開放や「あそぼう会」などの情報を地域に向け発信し交流活動を積極的に行い、見学者からの意見や保護者へのアンケート調査などから地域のニーズを把握するように努めている。
Ⅰ－２－（１）－② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	保護者からの要望やアンケート調査結果などを参考に、保育活動や施設の改修・改善などにつなげている。寄せられた要望や意見などは毎月の職員会議などで検討・協議して取り組めるところから次年度の事業計画や行事内容などに反映させている。必要となる経費を確保し、子どもたちの楽しい・発育などにつながるおもちゃを購入したり、「あそぼう会」の活動内容の幅を広げる工夫に活かしている。また、保育活動などで使用する文書類や記録の様式については職員間での見直すなど、随時改善につなげている。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	市の子育て支援に関する5年間の「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、取り組みが進められている。保育所では市の保育理念・基本方針をもとに、3つの保育目標「健康で心豊かな子」「思いやりがある子」「意欲的に活動する子」を定め、保育活動につなげている。今後は、保育所が現在抱える課題である施設の改修・維持管理、より具体的な保育活動への取り組みや内容などを含めた保育所独自の3年程度の中期計画を策定し、さらなる子どもたちの楽しい保育所生活に活かされることも期待したい。なお、計画の策定にあたっては、職員全員による協議をもとにした検討が望まれる。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	「子ども・子育て支援事業計画」は4つの大きな目標、親と子の健康づくり、地域の中で子育てを支える、子どもが自ら育つ環境をつくる、子どもを育てやすい環境をつくるを定め、様々な施策・取り組みが進められている。保育所では市の事業計画に沿って、できる活動や果たすべき役割などを考え、保育活動の中心的な拠り所となる保育課程を取りまとめ、それをもとに単年度毎の事業計画や保育指導計画、行事計画などが作られ、保育所の活動が展開されている。保育所の事業計画では、子どもの育ちの支援、育児と就労支援事業、地域子育て支援事業、地域の住民や関係機関との連携などが保護者や職員に向けて明示され、保育目標の達成に向けた取り組みが行われている。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	市の保育所運営方針、入所乳幼児及び保護者の意思及び人格を尊重し当該入所乳幼児の立場に立った保育を提供、保護者への支援に努め地域の子育て家庭に対する支援及び異世代交流の充実に努める、入所乳幼児の状況や発達過程を踏まえ養護及び教育を一体的に行うため家庭との連携を図る、関連法令を遵守して保育を提供するをもとに、保育所での各種計画が策定されている。保育指導計画は保育課程をもとに、子どもたちの成長の状況、保護者からの意見や要望などに配慮して取りまとめられ、職員会議などの場を通じて共有され、各期末には評価・反省が行われ保育活動に活かされている。また、行事や避難訓練、地域の子育て家庭との交流の場である「あそぼう会」や園庭開放などの取り組みを行い、各取り組みの終了後には職員会議で反省を行い、保護者アンケートなどからの要望を踏まえ、取り組み内容を見直して行事マニュアルを作成し、全職員でさらに良いものとするため、次年度の計画策定につなげている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	保育理念・基本方針・保育所の保育目標などを入所時に保護者に伝え、年度末には年間行事予定を配付し、年度初めの保護者会・クラス懇談会の際には保育計画などの資料を配布してクラス目標・保育のねらいなどを説明し周知につなげている。保育所だよりを毎月発行し、月の行事予定などはスケジュールとして伝え、保育活動の様子などをお知らせボードなどで保護者に向けて知らせている。保育室には保育理念・基本方針・保育所の保育目標・クラス目標が掲示され、保護者や職員が随時確認できるようになっている。また、週案日程を室内に掲示して日々の保育活動の予定などを伝え、保育所での取り組み計画を保護者にも共有してもらえよう努めている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	行事の終了後には内容などの振り返り・反省を行い、アンケート調査を実施して集計結果を保護者に伝えるとともに、今後の取り組みに向けての課題を検討し改善や見直しに活かしている。また、子どもの状況に応じてケース会議を行い、月案会議、乳幼児部会、延長保育パート会議などを行い、日常の保育活動における質の向上などに努めている。月1回所内研修を実施し、保護者・子どもへの支援、安全・安心の確保、衛生面などでのサービスの向上を進めている。保護者からの日常の保育活動に関する意見は、インターネットを利用したアンケート調査手法を取り入れ、意見を言いやすい体制を整備して提出率の向上を図っている。保育に関する指導計画は每期ごと、月毎及び週末に評価・反省、振り返りを行い、次の計画策定に活かしている。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	保護者が参加する行事では終了後にアンケート調査を行い、提出された意見や要望などをもとに職員会議などで話し合い、課題を明確にし改善の必要のある事項については、次年度の計画に反映できるように配慮している。指導計画に関しては、決まった時期に評価・反省を実施し、次の計画策定に活かしており、月間の保育指導計画は職員会議で協議して職員間で共有し、クラス間での連携などに活かしている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	「所長の仕事業務」「所長 主幹 主査の役割分担」が書面として整理・明示されており、所長・主幹・主査の役割が周知され、保育所内の組織図も整えられ各担当者がどのような体系で連携し保育にあたっていくかが明確にされている。所長は保護者対応や保育所における活動全般の総責任者としての立場を明確にし、リーダーシップを活かして保護者や職員とのコミュニケーションに重点を置き、各職員の保育活動などを支援している。また、毎月実施される所長会議の内容を報告しており、主幹は所長を補佐しつつ、役割にしたがって職員の指導・支援や保育活動などが順調に滞りなく進むように努めている。
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	b	「保育所保育マニュアル」に保育者としての倫理と態度が整理されており、入職時の職員研修で説明を受け、職員会議で読み合わせを行って相互に確認している。また、市内研修や年2回の自己評価の際にも再確認され共有されている。「保育所保育マニュアル」には子どもの人権への配慮、専門職としての姿勢、社会的ルールの尊重、日常の保育において気をつけたい言葉と態度、研修について掲載されており、職員一人1冊ずつ保育マニュアルなどを携帯している。必要に応じて適宜職員が確認できるように事務室にも常設されている。また、市の子ども育成課とともに勉強会などを通して、子育てに関する新たな制度の変更などについて確認し、今後の保育活動への取り組みにつなげている。福祉施設・保育所として遵守しなければならない基本的な関連法令についての整理を行い、職員間での共通認識化に活かされるなどの検討も期待したい。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	職員会議や所内会議、乳幼児部会、延長保育パート部会、報告会議などの定期的な会議を行い、職員間での意思の疎通や保育活動などに関わるコミュニケーションを図り、保育の現状を把握して課題や改善点などを積極的に話し合える環境に活かしている。毎月、保育活動などに関する所内研修会などを積極的に行い、保育活動の質の向上に努めている。また、参加者全員が意見を出し合い、意見をどのように取りまとめていくかなどを体感することができる機会を持つなど、人材の育成にも配慮した取り組みを進めている。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	子どもたちや保護者がより利用しやすい保育所づくりや職員が働きやすい職場作りに向けて、職員の気づきやアイデアなども活かしつつ、改善や修繕などを進めている。園舎の老朽化に対応してできる限りの改修を図り、子どもたちの安全・安心につながる取り組みに配慮している。限られた予算ではあるが、保護者からの要望や職員の意見などを参考にして、効率よく保育所の運営できるように努めており、無理のない範囲で節電などの節約も心がけている。また、必要なものは買うこと基本とし、子どもたちの楽しい保育所生活を第一に、日常の保育を進めている。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	職員採用は市の担当課で対応し、保育所からは希望する職員数などの要望を提出して的確な職員の配置につながるように配慮している。また、人材育成に関する基本方針が市で定められ、それに基づき各職員にとって必要と考えられる内容に合わせて「職員研修事業概要」が取りまとめられている。各職員は保育活動の質の向上、保育者としての資質のさらなる向上に向け、職種別の研修に参加し専門の研究活動などを行い、日常の保育活動に活かしている。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	人事評価マニュアルが整備され、業績評価・能力評価・多面評価・人事異動への対応などが定められており、年度毎に人事考課が実施され、昇給・昇格が行われている。また、年1回担当部課長による所長へのヒアリングが行われ、その際には全職員から事前に提出してもらった市内保育所内への異動や配置などに関する希望状況を確認した上で、職員の異動や配置などを検討する参考資料として用いられている。また、市人事課・安全衛生管理課と連携して全職員が安心して安全に、健康で意欲的に保育活動に携われるよう配慮している。保育所内においては個人面談から把握した職員の希望などに配慮し、各職員の経験年数や資質などを考慮して、クラス担任や役割担当の配置などを決めている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	年2回の職員面談や日常の保育におけるコミュニケーション、朝の打ち合わせなどを通じて、職員意向や状況などを把握している。面談では職員が事前に記入した「自己評価チェック表」をもとに職員の意向などを把握するほか、自身の課題と改善点などを確認して職員一人ひとりの振り返りや自己点検の機会として活用している。また、各職員の就業状況については勤務シフトの確認を行い超過勤務とならないように努めるなど、休暇などはできるだけ希望に沿って取得できるように配慮している。研修への参加については、業務との兼ね合いを考慮して勤務シフトを工夫してできるだけ参加できるように考慮している。さらに必要に応じて市と契約したメンタルヘルスなどの専門機関の指導が受けられるようになっており、職員全員がアンケート調査に回答している。福利厚生面では県の市町村職員共済組合に加入し、組合冊子の配布や毎月発行される共済だよりなどを回覧して情報を提供しており、提携施設などの利用ができるようになっている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	階層別研修や市の子ども育成課の研修、所内研修の他、外部研修などへの参加も可能であり、研修に関する情報が提供され、職員間で回覧をして周知されている。参加が必須の研修もあり、メンタルヘルス研修などの職員全員が参加するように配慮されるものもある。様々な研修への参加や年2回の自己評価・個別面談などの機会を活かして、職員一人ひとりが保育の内容の向上・資質のさらなる向上に努めている。今後は自己チェック評価表などを活かして職員のこれまでの経歴、希望や要望などを考慮し、個別の研修や育成計画につなげる検討・対応などにも期待したい。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	市の「職員研修事業概要」の中で研修についての考え方として、職員の資質の向上を目指し、求められる職員像を明示している。年度計画に沿って職員研修に関する重点目標を定め、法務能力及び政策形成能力の強化、説明責任及び接遇の向上、対人関係能力及びメンタルヘルスケアの強化、女性職員の活躍躍進を目指している。在籍年数（採用年度）・役職に応じて年度毎に階層別研修や専門研修、特別研修、派遣研修、自己啓発研修が計画されている。職員は保育活動に必要な研修などに参加し、保育の内容の向上・資質のさらなる向上に努めており、所内研修ではマニュアルの読み合わせや書類の記入の仕方、AEDを用いた救急救命訓練などが行われている。また、「なぜなぜ分析」を取り入れ、子どもたちの行動や成長などへの理解促進や保育活動の質の向上に活かしている。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	できるだけ希望の研修に参加できるように保育所での行事や職員の休暇などの調整を行い配慮している。研修への参加後は、「研修等復命書」を取りまとめ個々の研修成果を見直し、所内で報告を行い自身による研修内容の再確認などにつなげ、職員間での周知・共有に活かしている。「研修等復命書」には研修内容、研修の成果、所長の意見が記入できる欄が設けられており、参加した研修についての評価と振り返りができるように配慮されている。研修の記録を蓄積して次年度の研修計画に反映できるようにしており、さらに職員個々の研修成果が保育活動にどのように活かされ、子どもたちの発達・成長などにどのようにつながったのかを評価し職員間で共有・確認し合う工夫なども期待したい。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	「実習生の受け入れ」に関するマニュアルに受け入れにあたっての意識や留意点、手順などが明記されている。市の子ども育成課が窓口となり実習生の受入れを行っている。保育所では個人情報の扱いを含め、主幹が実習生にオリエンテーションで説明した後、職員全体に伝えて周知し的確な指導に努めている。また、実習生には個人情報の守秘義務などを記載した誓約書にサインと押印をもらっており、受け入れる職員双方で個人情報の遵守を徹底している。実習終了後は反省会を行い、評価表を作成して実習の成果を取りまとめており、今年度も多くの実習生の受け入れており、保育士や作業療法士が実習に参加している。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	市のホームページで保育所の情報が公開されており、地域に向けての情報提供は保育所の外部掲示板などを活用して適宜行われている。「あそぼう会」のお知らせなどを掲示して地域の居住者に保育所情報を公開しており、市の子育てネットにも保育所概要が掲載され、イベントなどが紹介されることもある。また、情報公開に関する請求があった際には市の個人情報保護規定に沿って適正に対応する制度が整えられている。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	市立保育所のうち1カ所を対象として、毎年度県の第三者評価制度を受審し、保育活動の質の向上・保育所組織の運営の効率化・適正化に活かしている。また、県や市の行政監査を定期的に受けており、保護者に向けては重要事項説明書をもとに新しい制度について説明したり、事業計画・指導計画の説明、保育所のお便りや年間行事計画などを通じて取り組みなどを伝えている。

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域の子育て家庭を招いて遊びやクラスでの活動を体験したりする「あそぼう会」を行ったり、毎月「園庭開放」を実施し遊びの場を提供している。児童館や地区センターにポスター・チラシを掲示してもらったり、保育所の外の掲示板に貼り出すなど地域居住者の方々の参加促進を図っている。また、夏祭りには近隣の居住者に参加してもらい、運動会では未就学児が参加できるプログラムを追加するなどの取り組みをしている。また、おはなし会の人々が保育所を訪れて子どもたちに絵本の読み聞かせをしてくれたり、大学生の吹奏楽のコンサートも受け入れ、子どもたちが交流を楽しんでいる。小学生のまち探検や中学生のチャレンジ体験などを受け入れ、地域との交流・ふれあいを大切にした取り組みが展開されている。
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティアの受け入れにあたっての意識、留意点、手順などが明示された「ボランティアの受け入れ」に関するマニュアルが整備されている。受け入れは市の子ども育成課が窓口となり、基本的な保育への考え方などを伝え、オリエンテーションで細かな確認などを行い、個人情報保護などを盛り込んだ誓約書等を取り交わしている。絵本の読み聞かせや交通安全指導員による教室、大学生の吹奏楽コンサート、中学生のチャレンジ体験などを受け入れ、保育補助やゲームでの交流、サンタクロースなどに扮してもらったりなど、子どもたちとの楽しい保育への取り組みや交流の場につなげている。
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	保育所の入口に「おさんぽマップ」が掲示され、地区センターなどの周辺施設や子どもたちが散歩で出かける公園などを明示して伝えている。保護者からのニーズに対応できるように、子育てに関連する機関として市役所の関連部署・発達支援センター・保健所・児童相談所、小児科医・歯科医・病院などの医療機関と必要に応じて連携が取れるようになっており、事務所には医療や消防などの緊急連絡先が一覧表で掲示されている。また、保護者に向けてパンフレットなどを配布したり、掲示板やお知らせボードで子育てに関連する情報を伝えたりしている。地域との交流や協力関係のさらなる強化に向け、自治会とのネットワークを促進し、防犯や防災などでの連携向上につなげられたい。
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	地域との交流として「あそぼう会」「園庭開放」を行い、子どもたちとの交流を図っており、子育て家庭から様々な意見や要望などを把握したり、保育所の見学者から地域の子育てに関するニーズなどを直接聞き取るように配慮している。また、児童館や地区センターなどの関連機関や団体との連携を活かして具体的な福祉ニーズの把握にも努めている。保育所にAEDがあることを明示しており、緊急時での貸し出しや対応なども可能なことを伝えるなどのアピールも検討されたい。
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	地域交流事業に関する年間計画を作成して、地域の子育て家庭を招いての「あそぼう会」「園庭開放」を行い、毎月ポスター・チラシを用いて地域に向けて伝えている。反面、参加者が少ないため、保育所では活動内容の再検討や情報の提供方法などの見直しが必要と認識しており、今後の企画・取り組みへの工夫などにも期待したい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	「保育者としての倫理と態度」の書面に保育者として守るべき倫理や規範などが取りまとめられており、職員として気をつけたい言葉と態度についても具体例を示して文章化され、職員会議での読み合わせなどを通して共通認識化が図られている。「保育者としての倫理と態度」は現場職員の意向が反映されて作成されており、保育マニュアルにも収録され業務にあたって必要な手引きなどとして全職員に配布されている。また、保育マニュアルは事務所にも常備されており、必要に応じて全職員が適宜確認できるよう配慮されている。行事後におけるアンケート結果や保護者会での内容や要望などは職員会議や朝の打ち合わせで報告し、職員間で共有され保育活動などに活かされている。
Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	保育マニュアルに収録した「保育者としての倫理と態度」の書面の中に職員としての守秘義務が明示され職員間で共有されており、子どもたちのプライバシー保護についても保育マニュアルの中に記載し、全職員に周知し共通理解につなげている。子どもたちの記録・資料（成長の記録等）は事務室の鍵のかかる書棚に個々のファイルで管理して保管している。個人情報の取り扱いについては、情報の使用目的や保育所内での子どもの写真・名前の掲示、保育所児童保育要録などの取り扱いについてマニュアルに示されており、保護者には重要事項説明書を用いて説明・周知を図り、同意書の提出を受けている。保育士体験における子どもの写真・ビデオ撮影の禁止や保育所内での写真掲示、見学者やボランティアへの個人情報の漏洩に関する配慮などを徹底している。また、人権の保護については市の「人権施策推進指針」に沿って分野別人権課題への取り組みを進め、子どもの権利・意見などが保育活動の中でも尊重されるように対応している。
Ⅲ－１－（２） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	日程を決めての保育所見学会の他、随時受け入れられている。対応は主幹、主査、所長が行い、施設内を案内し、掲示物等や見学者用に作成した保育所概要に基づき、保育目標、保育の取り組みなどを説明し、質問に答えるなど丁寧に対応している。地域交流事業は市のホームページや子育てネットでの情報提供、保育所外部向けの掲示板、地区センター、児童館などにポスターを掲示して情報提供している。
Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	入所が内定すると市立保育所発行の「保育所生活のお知らせ」「重要事項説明書」をもとに、市の保育理念、保育方針、保育所の保育目標、保育課程、年間保育計画、年間行事予定、慣れ保育、災害時の対応、感染症、家庭で用意する持ち物、利用者費用負担についてなどを読み上げたり、イラストを見せるなど丁寧に説明し、重要事項については同意書に署名をもらっている。入所後すぐに家庭訪問を行い、子どもの環境変化や保護者の不安軽減などに努めている。
Ⅲ－１－（２）－③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	市内での移行は関係書類の引き継ぎをし、継続したサービスが受けられるように配慮している。移行や退所などの相談に所長ほか職員が個別に相談に応じ、他園への移行や退園の際の不安軽減に努めている。退所後も、運動会・夏祭りなどへの参加を呼びかけ、退所後もサービスの継続ができる事を伝えている。

Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	入所時の家庭訪問、年1回の個別面談、懇談会や遠足、運動会、お楽しみ会後のアンケート、意見箱の設置、連絡帳、送迎時の会話などで保護者の意見を把握する仕組みを作っている。アンケート結果は保育所だよりで公表している。意見や提案は職員会議で話し合い、次年度に改善できるようにしている。改善例としては、お楽しみ会への保護者参加の形式を2部制から3部制にして、保護者が自分の子どもの演技をゆったり見られるように配慮した。
Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	「苦情解決窓口設置」「ご意見箱」についての情報を所内に掲示し、周知を図っている。「ご意見箱」のことを知らなかったという意見を受けて、かわいらしくアレンジし保護者会で伝えたり、掲示して周知を努めている。入所時に配布し説明している「重要事項説明書」に、相談・苦情の担当、市の相談・苦情窓口、市のオンブズパーソン、県運営適正化委員会等について明示しており、市の保育所運営規定にも苦情解決についての事項が明示されている。
Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	日頃のコミュニケーションを大切にしており、送迎時の保護者との会話、連絡帳等で気軽に相談しやすい関係作りに努めている。個別面談、懇談会、保育士体験、行事後のアンケートなど保護者が意見を出しやすいよう配慮している。利用者調査でも子育てについての個別相談ができる質問項目に高い評価を得ている。
Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	保護者からの相談や意見に対しては、所長に報告し、職員会議で検討したり、内容によっては、保護者と話し合う等して迅速な対応ができるように努めている。お楽しみ会の保護者参加については3クラス一緒から保護者の意見を受けて、2部形式としたが、さらに昨年度から3部制にして保護者が自分の子どもの様子がよく見える形式にと、毎年改善をしている。

Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	固定遊具や保育室内の安全点検を定期的に行い、安全点検履歴カードに記録している。ヒヤリハットを記録しており、ヒヤリハットがあった場合は翌日の打ち合わせの際に報告し職員周知して注意を喚起し改善に努めている。ヒヤリハットを月・年等で統計を取って整理し、事故や怪我につながりやすい場所や傾向等を把握することで、子どもたちの安全確保をさらに期待したい。また、防犯カメラ・AEDを設置しており、職員はAED研修を受講している。今後に向けてはAEDが設置されていること、AEDの研修を職員が受講済みのことを地域向けの掲示板にも掲示することで、地域貢献につながることを期待できる。
Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	市立保育所共通の保健マニュアルがあり、必要に応じて活用している。保護者には入所時の重要事項説明書での説明や保健だより、保育所だより等で情報を提供するほか、感染症が地域や所内で発生した際には速やかに掲示をして、予防と拡大防止に努めている。SIDS予防については、睡眠時に15分毎に2歳児はチェック表に個別状態を記録し、3・4・5歳児は睡眠時担当職員が全体確認して咳などの状況を担任に報告している。保育所にはAEDを設置しており、職員はAED講習を受講している。
Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	大規模非常災害時には越谷cityメールや保育所cityメールで一斉配信の仕組みができており、周辺状況なども併せて配信している。年度当初に年間消防計画を作成し消防署に提出している。避難訓練年間計画を作成して、地震、火災、不審者侵入、竜巻などを想定して訓練を実施している。計画には、保護者参加の引取り訓練や消防署員からの直接指導も盛り込んで行っており、子どもたちの安全を第一に取り組んでいる。

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	市立保育所運営規定、重要事項説明書があり、保育所の目的、方針、保育に向かう姿勢、保育マニュアル、食物アレルギー対応マニュアル、保健マニュアルなどが市立保育所共通で作成されており、職員会議で確認し共通認識を持って保育活動にあたっている。
Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	市立保育所共通の保育マニュアル、保健マニュアル、食物アレルギー対応マニュアルについては所長会議、主幹会議、看護師会議、栄養士会議等で見直しを行い改訂している。園独自の行事マニュアル、時差勤務マニュアル、年間行事マニュアルについても行事毎や年度毎に反省・見直しをする仕組みができています。

Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別 的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	入所時に保護者が記載した生活調査表、健康調査表、家庭訪問などで得た入所前の家庭での生活状況、生育状況と入所後の園での様子などを踏まえ、２歳児と特別保育支援児は個別指導計画を作成し、一人ひとりの状況に合わせた保育支援を行っている。３・４・５歳児も年齢別の指導計画の中で個別の配慮等も視野に入れて作成している。延長保育についても延長保育年間指導計画を作成している。
Ⅲ－２－（２）－③ 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	毎月の月案会議、行事会議、報告会議、保育パート会議、乳幼児部会などの会議を持ち、定期的に年間計画、月間、週案などの計画の評価・反省を行い、計画表に記載して次に活かしている。
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	日々の保育の様子は保育日誌に記載し、月案をもとに評価・反省をして次の計画に反映させている。一人ひとりの成長の過程は、成長の記録に１年を４期に分けて記載している。２歳児は個別月案、特別保育支援児は個別日誌と個別月案に記載している。毎朝の打ち合わせ会、月１回の月案会議で報告し職員間で共有している。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	重要事項説明書に個人情報の取り扱いの項目があり、保育所で知り得た子どもや保護者の情報の取り扱いについて明示し、入所時に保護者に説明をして承諾を得ている。市保育所運営規程に個人情報の保護、情報公開、守秘義務など明示し、職員が周知している。運営規定に基づき、ファイリング管理の体制が確立している。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育課程は市の保育所保育理念、保育方針に基づき市立保育所共通の保育課程を作成し、毎年見直しをしている。これに基づき、地域性を考慮し、当保育所の保育目標、年間指導計画、月、週、個別計画を作成し、見直しをしている。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	d	非該当（対象年齢時の受入れがない）
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	2歳児の保育室は年齢に合わせた絵本を沢山揃えてあり、ぬいぐるみや乗り物、ブロックなどと今の子どもの興味関心に合わせた手作り玩具などを用意している。保育室にはカーペットの部分もあり、2歳児専用の園庭、砂場も設置し、安心して遊びを楽しめる配慮をしている。また、園庭は幼児の園庭にもつながっており、幼児の遊ぶ様子を見たり、時には一緒に遊ぶなどの交流もしている。今後に向けては子ども自身が玩具を取り出して遊べる玩具の置き方や見せ方などの工夫があると、さらに遊びは発展すると考えられる。
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	3歳児は2クラスになっており、小グループで一人ひとりの育ちを大切にしており、4歳児クラスへの移行前に徐々にクラスで交流しながら集団を大きくする等の年齢と発達を踏まえた配慮をしている。ホールで一緒に午睡をしたり、年齢を超えた交流を盛り込み、年下への労りや年長への憧れが生まれている。また、年齢に応じた遊びや興味を活かした取り組みが行われており、関心の持ち方や異年齢での交流につながる保育が進められている。外での遊具の扱いや虫を見つけては子どもが図鑑で調べたり、興味がある時が伸びる時と捉え、やりたいと思っていることをやれる環境を設定するように努めている。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	b	7月には修了した1年生に手紙を出し、在所児と一緒に過ごす機会を作っている。1年生を紹介し学校でのようすを聞いたりゲーム、会食をして、在所児が学校への関心を持ち、期待が持てるように配慮している。年長児クラスは3月には近隣の小学校の校庭を見に行く計画がある。入学前に保育要録を学校に提出している。保護者とは個別面談をして、就学に向け課題などを話し合っている。小学校とは子どもが安心して学校生活が送れるように引き継ぎをしており、今後に向けて年長児が学校を訪問するなど、学校の雰囲気に触れる体験ができる機会の検討なども期待したい。

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>室内では、採光、換気、温度、湿度などに配慮しており、加湿器を各クラスに設置し、清掃にも配慮している。暖房機は危険のないようにガード枠をつけている。設備改善を必要に応じて計画的に進めるとともに、ヒヤリハットの報告、改善など安全面への配慮をしている。どの保育室からもすぐに園庭に出られ、広い園庭と特に2歳児専用の園庭や砂場があり、活動に合わせた環境を作っている。人的環境としては「自分の子どもを預けたい」との訪問時の保育士の言葉通り、子どもたちと職員との穏やかで和やかな雰囲気が見られた。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>基本的な生活習慣については、一人ひとりの発達状況に応じた個別の対応を家庭と一緒に進める一方で、手洗い、うがい、食事のマナー、年長児の歯磨きなど、保育所の日々の活動の中で自然な形で体得できる取り組みをしている。歩く機会が家庭の中でも少なくなっている現在を考慮して、体づくりに力を入れており、理学療法士（PT）に指導を受け、ホールの雑巾がけで筋力をつけ、リズム遊び、散歩などを楽しんで体を動かす活動を積極的に取り入れている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>自分の気持ちを素直に表現できるように、大人との信頼関係の構築に力を入れている。子どもの気づきや意欲を汲み取り発展させる取り組みをしている。例えば、小さな生き物に関心を持つ子どもたちに飼育する楽しさ、カブトムシの幼虫が孵化途中で死んだ時は、生物の死と向き合う体験などクラスのみならずで考える機会を作っている。異年齢交流を計画的に進めたり、プール遊びに向けて「魚のように泳げるようになりたい」とプール目標を考え、皆で力を合わせやり遂げた喜びを体験している。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>自然に恵まれた周りの環境の中で花や虫、木の実など、季節の変化や自然の恵みを日常的に受けている。おたまじゃくしが蛙になるまでやカマキリを飼育したりと小さな生物への関心が高い中で、カブトムシがさなぎから孵ったが死んでしまったことで、子どもたちと話しあい「死」としっかり向かい合ったことが保育日誌に記録されている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>指導計画に言葉や表現の領域の中で計画し実践している。紙芝居や絵本を数多く揃え、年齢発達に合わせて絵本や紙芝居の読み聞かせを積極的に取り入れている。年7回ボランティアによる「お話し会」を実施し、絵本や言葉遊びの楽しさが体験できるようにしている。発表会では子どもたちで何をしたいかを相談し、ごっこ遊びから出てきた言葉を台本に入れ、必要な小道具を制作活動に取り入れ、子どもたちが作り上げる発表会にしている。園庭での活動、散歩、リズム遊びなど体を使った遊びや表現活動を、発達や子どもの関心を引き出したり発展させて実践している。</p>

A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	年2回新保育指針に基づく自己チェックリスト評価記入用紙を使い、自己評価を行っている。さらに年間自己チェック評価表では自己の資質で高く評価できる点、より努力を要する点、次年度に改善すべき点を自分で分析し、所長と年2回の面談を行い、個々の職員の質の向上に努めている。「思いやりのある子」を目標に年齢に合わせた子どもたちの成長につなげる保育を進めている。また、職員からの意見により組織的かつ柔軟的に取り組みを工夫し、異年齢交流を会食や行事だけに留めず、3・4・5歳児での異年齢グループを作り、異年齢交流保育を今年度秋から実施している。

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	b	年度当初の職員会議で市の保育理念、方針、保育所保育目標、クラス目標などを話し合い、また、保育マニュアル、「保育者の倫理と態度」の読み合わせをして保育に向かう姿勢の認識を共有している。一人ひとりの子どもの気持ちや要求などを受け止め、互いを尊重する心を育む保育を心がけている。ブロックなどの制作途中や完成品を棚に展示しておいたり、運動会で泣いている子どものことを心配している子どもの記録が保育日誌にあった。子どもが家庭でも歌えるようにと保護者と相談して楽譜を掲示するなど、職員の子どもの姿勢が子ども間でも思いやりを持つ行動となっている。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b	入所時の面接や健康診断、入所後の家庭訪問などで一人ひとりの生育状況や生活状況を把握し、特に配慮の必要な特性に応じて、個別の指導計画、保育記録を作成し、月案会議で話し合い、全職員で対応できるようにしている。障がいのある子どももいない子どもも自然と関わり合い、助け合える保育を心がけている。市の発達心理士、理学療法士による巡回相談の機会に助言を受けたり、教育センター児童発達センターなどの専門機関と連携が取れるようになっている。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a	市立保育所共通の延長保育年間指導計画があり、延長保育では6時30分までは2歳児は2歳児室、3・4・5歳児はホール、6時30分からは3歳児室で主に保育をしている。ブロック、ぬり絵、絵本、パズルなどのコーナーを作り規制しないで、ゆったり過ごせるように環境を工夫している。延長保育パート会議を毎月1回実施し、食物アレルギー児への対応や日中の保育を伝え、夕方の保育との連続した生活時間を作ることで、水分補給や園庭遊びについてなどを検討し次につなげている。パート職員も保育内容に深く参加していることは高く評価できる。また、延長保育出席表を記録しているが、さらに進めて延長保育の保育記録をすることで、パート会議に保育活動の内容が具体的に反映されることも期待したい。

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>b</p>	<p>入所時に健康診断を行い、保護者に生活調査表、健康調査表に記載してもらい、家庭での生育状況、生活状況を把握している。既往症のある子どもの一覧表を作り医務棚に掲示し、職員は情報を共有して対応している。健康診断、身長体重測定等は個別の健康カード、連絡帳等に記載し、保護者にも伝えている。感染症等が発生した場合は掲示と口頭で保護者に伝えている。受け入れ時の視診の状況は朝の打ち合わせで共有し、その他の時間での特別に配慮の必要な状況は所長、主幹、当番職員に伝達し、配慮している。市立保育所の看護師が歯磨き指導などの保健指導に来てくれたり、嘱託医との連携ができています。子どもたちは日々の保育の中で手洗い、うがい、歯磨きなど年齢に合わせた取り組みを行っている。5歳児クラスは小さなハンカチを所持して汗を拭くなど、汗の始末をすることなども指導している。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>b</p>	<p>市立保育所共通の年間食育計画があり、調理室はガラス戸越しに調理している様子が見え、食事への期待感を膨らませたり、調理師が食事のようすを見て回り、お代わりを届けるなど、作る人との交流もあることで食への関心が高まる環境を作っている。季節の食材や旬のものを活かした行事食を取り入れたり、野菜を子どもたちが育て、栄養士の栄養指導の後に3歳児クラスは野菜をちぎる、4歳児クラスは皮をむく、5歳児は包丁を使って切るなど、年齢に合わせて協力して秋の味覚の一つであるおいも汁を作ったり、卵割りを体験したり、ホールで会食をするなど食事を楽しむ工夫をしている。3つの栄養素を各保育室に掲示したり、給食だよりも毎日の献立の材料を分かりやすく区分している。柿のサラダを「さわやかな味だね」「おいしいね」との5歳児の会話など、どのクラスも穏やかに会話したり楽しみながら食事している様子が訪問時に見られた。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>b</p>	<p>献立は市立保育所共通で市の栄養士が立てている。献立は1カ月毎日別メニューとし、旬の食材で季節感を知らせ、なるべく多くの種類の食材を使いバランスを考え、手作りを心がけている。煮干しや鰹節でだしをとるなどの配慮をしている。調理師が食事の状況を巡回したり、毎朝の打ち合わせで、喫食状況を把握し記録している。各保育所の意見をもとに、市立保育所の所長、栄養士、調理師、保育士の代表で構成している給食委員会で定期的に検討見直しをして、改善に取り組んでいる。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>b</p>	<p>2歳児は毎月の健康診断、3歳児以上は年2回の健康診断と歯科検診を行い、身長体重測定の結果などは担任を通じて健康の記録、連絡帳の記録欄、歯科検診のお知らせなどで、その都度保護者に伝えている。歯科検診近くでは歯磨き指導を行うなど、子どもたちに看護師からの指導とその様子を家庭にも伝えている。歯磨き指導後から年長児は昼食後歯磨きを実施している。</p>

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	b	除去食の必要な子どもには、医師の指示書に従い栄養士、所長、保護者と話し合いマニュアルに沿って除去食献立を作成している。アレルギー食専用のネームプレート、食器を用意し、誤配・誤食がないように確認をして提供している。アドレナリン自己注射器の扱いの研修に職員が順次参加して取り組みを進めている。
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	b	保育所給食衛生の手引きに基づき、調理職員の健康衛生管理、食材、調理工程、施設設備、機械器具等の衛生管理を徹底しており、給食従事者健康観察記録、安全衛生定期点検事項記録票等点検表に記録して、所長が定期的に確認をしている。

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b	献立は市立保育所共通で栄養士が作成している。献立表、給食だよりを事前に配布している。毎日の献立サンプルを夏季を除き展示している。栽培や調理活動などの状況を写真掲示して子どもの状況を伝えたり、保育参観、保育士体験等には試食の機会を設けている。試食会ではレシピも提供しており、給食だよりでは「食育」の考え方や子どもに人気のあるレシピの紹介など、食に関する情報を提供している。今年度の保育参観ではカップ麺の塩分についてなど実際に見るなどの講話を行い、保育所と家庭が一緒に食への関心を深めていく取り組みをしている。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b	入所後すぐに家庭訪問を行い、家庭での様子や入所後の環境の変化に伴う相談などを受け、保護者との信頼関係構築に努めている。日々のコミュニケーションを大切に、送迎時の会話、連絡帳、お知らせボードでの活動の記録など、日々のようすを的確に伝えるよう努めている。また、保育士体験、個人面談、懇談会で話し合う機会を作り、保育所だより、給食だより、保健だよりなどでの情報発信に努めている。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	b	毎月の保育所だより、給食だよりなどのお便り、日々の活動を伝えるボード、保護者会、保育士体験等で育児や子どもの発達等についての情報を提供したり、救命講習など市内で行われる育児に関係する情報を掲示したり、ご自由にお取りくださいますのチラシなどで保護者に提供している。
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b	虐待対応マニュアルがあり、虐待の疑いなどの発見の際は関係機関と連携を取る仕組みができている。保育所職員ハンドブック、保育者としての倫理と態度等や虐待などの事例を話し合うことで、意識を常に持てるように努めている。